

一般用

令和 7 年度

長野市除雪計画

令和 7 年 11 月 1 日

長野市建設部維持課

第1 目的

冬期における道路交通の確保、並びに市内の産業・経済の活動及び民生の安定を図るため、市道の迅速かつ適切、安全な除雪作業等を行うことを目的とする。

第2 基本方針

長野市道の管理延長は約 4,400 kmにのぼり、市が全ての市道の除雪をすることは困難なことから、バス路線を中心とした幹線道路については業者委託による機械除雪を実施するとともに、その他の生活道路については、引き続き地域の皆様に除雪の協力をお願いしていくこととして、次のとおり取り組む。

- ①全ての市道を市で除雪するのは困難なことから、バス路線等の幹線道路を業者委託により行う。
- ②生活道路は、市民・事業者等による「地域ぐるみ」での除雪について引続き協力をお願いをしていく。
- ③市ホームページへ除雪計画・除雪路線図を掲載するなどの情報発信の徹底により、市民の理解を得る。

第3 除雪体制

1. 除雪体制は、気象状況により次の区分とする。

区分	体制名	設置場所	設置基準
平常体制	除雪本部	建設部 維持課	11月1日～翌年3月31日までの平常時
注意体制	除雪本部	建設部 維持課	1. 大雪警報が発令された場合 2. その他、必要と認められる場合
警戒体制	長野市 道路雪害 対策本部	建設部 維持課	1. 積雪深が20cmに達し、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 2. 3日間以上降雪が続く等の異常気象で、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 3. その他、必要と認められる場合

2. 各体制区分における配備・組織は次のとおりとする。

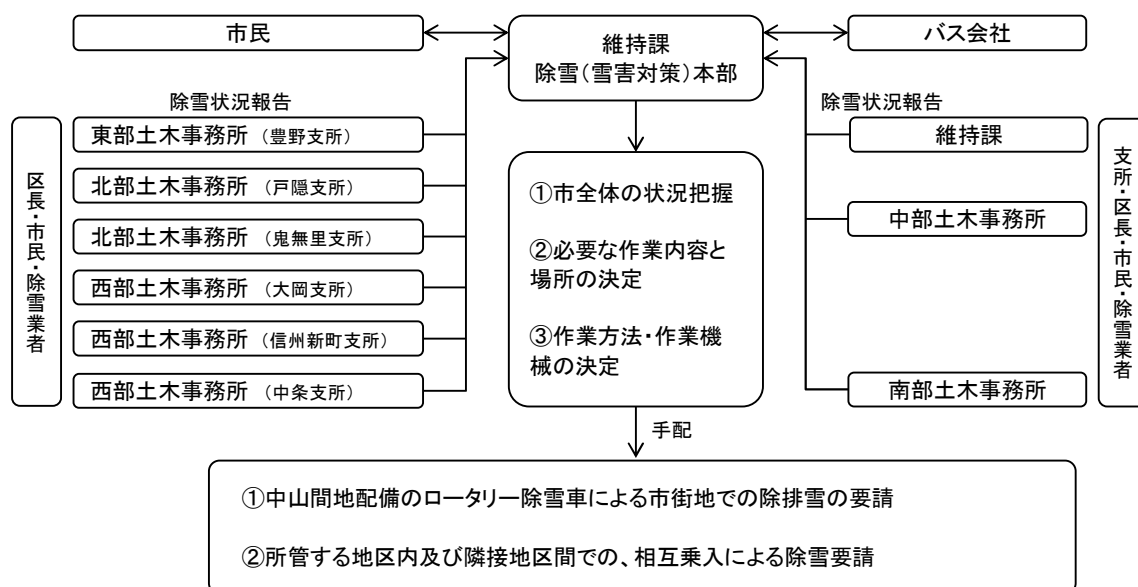
区分	体制名	配備	本部長	副本部長	担当	
					勤務時間内	平日時間外および休日
平常体制	除雪本部	「除雪当番実施要領」による	建設部長	維持課長	本庁 支所	維持課職員 緊急処理当番 土木事務所ごとの体制による
注意体制	除雪本部	「大雪時における維持課除雪体制」による	建設部長	維持課長	本庁 支所	維持課職員 維持課 除雪当番2名 土木事務所ごとの体制による
警戒体制	長野市 道路雪害 対策本部	「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」による	建設部長	維持課長	本庁 支所	情報班長→河川課長 調査班長→道路課長 除雪班長→維持課長 庶務班長→監理課長 土木事務所ごとの体制による

- ・「災害警戒本部」または「長野市災害対策本部」が設置された場合、「長野市地域防災計画」による配備とする。

3. 大雪時の除雪体制は次のとおりとする。

①各土木事務所間の連携強化

維持課及び各土木事務所は除雪状況を随時確認することにより、現在必要な排雪等の作業内容と場所を把握して、中山間地配備のロータリー除雪車の市街地での活用など、除雪機械の効率的な運用を行う。



②長野市建設業協会への協力依頼

必要時には、歩道除雪・ダンプトラック無償貸出事業のトラックの手配等について協力要請する。

④ 大雪時の除雪業者の確保

通常の除雪業者とは別に、除雪を希望する業者と「豪雪時道路除雪業務委託契約」を締結して大雪に備える。

第4 業者委託による除雪及び凍結防止剤散布計画

除雪指定路線及び凍結防止剤散布路線は、都市計画道路、市道改良等により今後も増えることが予想されるが、除雪業者の確保に苦慮している状況の中で、路線決定の基本方針に沿って適正に選定を行い、除雪受託業者が対応可能な範囲を除雪指定路線とする。

また、地域の高齢化等により地区からは除雪指定路線の追加要望が多数あるが、除雪業者及び除雪機械の能力に見合った路線指定が必要なことから、昼間作業の二次路線での対応を検討する。

なお、人手不足やオペレーターの高齢化の現状を鑑み持続可能な除雪体制の構築について引き続き検討をする。

1. 除雪

(1) 除雪指定路線の指定及び出動基準

除雪指定路線は、一次路線・二次路線・歩道路線とし、市所有除雪車及び民間所有の建設機械の借上げを主体とした機械除雪を業者委託により行う。

また、受託業者ごとの受持路線に縛られない相互乗入による除雪等、柔軟な対応により迅速かつ効率的な除雪を実施する。

指定路線区分	指定基準	出動基準及び除雪完了時間
一次路線	① 主要な幹線道路や主なバス路線 ② 中山間地の集落と、国・県・市の幹線道路を結ぶ路線 ③ 広域的な交通を考慮した路線 ④ 市長が特に必要と認めた路線	積雪深10cmを目安として自主判断または監督員・区長からの要請により出動し、原則として通勤・通学時間前(バス路線は6時まで・他は7時まで)に除雪を完了させる。
二次路線	① 一次路線に準じた路線で、地区の重要路線 ② 地域循環バスや乗合タクシー運行路線	積雪深20cmを目安として一次路線の除雪完了後、自主判断または監督員・区長からの要請により出動する。
歩道路線	① 通勤通学路等歩行者が多い路線 ② 整備が完了した都市計画道路のうち、特に歩行者へ配慮する必要がある路線	積雪深15cmを目安として自主判断または監督員・区長からの要請により出動し、原則として通勤・通学時間前に除雪を完了させる。

(2) 除雪指定路線数及び延長

路線種別		R7	
		路線数	延長 (km)
車道	一次路線	1,113	1,169.2
	二次路線	525	206.0
	その他路線	663	122.4
車道計		2,301	1,497.6
歩道		42	32.1

(3) 委託業者の配備

業者数 (社)			
種別	R6	R7	増減
車道	132	130	-2
歩道	13	13	+0

(4) 除雪機械台数

除雪機械台数（台）						
機種	形態		車種	R6	R7	増減
除雪車	市保有	直営	ドーザー	4	4	±0
			ロータリー除雪車	3	3	±0
		貸与	ドーザー	49	55	+6
			ロータリー除雪車	6	6	±0
		計		62	68	+6
	業者保有	グレーダー		25	23	-2
		ドーザー		219	229	+10
		ロータリー除雪車		7	6	-1
		除雪トラック		2	2	±0
		計		253	260	+7
	合計			315	328	+13
ハンドガイド 除雪機	市保有	貸与		30	30	±0
	業者保有			6	6	±0
	計			36	36	±0
総計				351	364	+13

2. 凍結防止剤散布

(1) 散布指定路線の指定及び出動基準

冬期間における交通渋滞、交通障害を未然に防止し交通の安全を確保するため、長野市の環境方針に基づき、散布指定路線を定め、迅速かつ適切な凍結防止剤散布作業を行うこととし、散布指定路線及び出動基準は、次のとおりとし市所有機械の貸与及び民間所有の散布機械の借り上げによる機械散布を業者委託により行う。

指定基準	出動基準及び散布完了時間
① 通勤・通学路等のバス路線 ② 学校・病院等の公共施設に通じる道路 ③ 平地の幹線道路 ④ 中山間地の集落と、国・県・市の幹線道路を結ぶ1路線	路面凍結または凍結の恐れのある、早朝または夕刻の交通量増加前までに散布を完了させる。散布量は20g/m ² を基準に路面状況により減量する。

(2) 凍結防止剤散布指定路線数及び延長

R7	
路線数	延長 (km)
606	702.3

(3) 委託業者及び凍結防止剤散布機械の配備

業者数（社）		
R6	R7	増減
37	37	+0

凍結防止剤散布機台数（台）				
機種	形態	R6	R7	増減
散布装置	直営	1	0	－1
	貸与	18	17	－1
	業者保有	18	17	－1
	計	37	34	－3
散布専用車	貸与	3	3	±0
	業者保有	6	6	±0
	計	9	9	±0
計		46	43	－3

3. 排雪場所

排雪場所を次のとおり確保して、市で行なう排雪事業及び市民による市道の排雪事業の用に供する。

設置期間 12月10日～翌年3月20日（天候等により変更となる場合あり）

番号	場所	利用形態	備考
1	犀川第一緑地	一般用・排雪事業用	要河川占用許可
2	犀川第二緑地	一般用・排雪事業用	要河川占用許可
3	屋島運動場	一般用・排雪事業用	要河川占用許可
4	茶臼山運動場	一般用・排雪事業用	

※1～3については、H26年度から県でも使用することがある。



4. 国・県との連携

千曲川・犀川の高水敷を利用した排雪場所を協同で確保するなど、県の除雪計画と連携した除雪体制の確立に努める。

長野建設事務所に事務局を置く「長野地区除雪連絡会議」において、国・県・高速道・警察・近隣町村との情報交換により、それぞれが連携した除雪体制の構築に努める。

第5 市民協働による除雪

市民・事業者・行政が協働して除雪体制を築いていくことが、きめ細やかな除雪対策につながることから、住民自治協議会や各区等を通じて、地域住民や事業者等へ除雪の協力をお願いすると共に、地域での除雪・排雪に対する支援策の充実を図る。

また、インターネット等を通じて除雪に関する最新の状況をお知らせするなど、情報提供に努める。

1. 生活道路の除雪体制の推進

核家族、少子・高齢化が進む中で、市民の雪に対する意識は多種多様化し、よりきめ細かな雪対策が求められており、行政への依存度がますます増大しているが、行政だけでは限りがあるため、除雪指定路線以外の生活道の除雪については、引き続き沿線住民の皆様に協力をお願いしていく。

平地の生活道路及び通学路の除雪は、沿線住民の協力のもと人力除雪を行うことを基本とするが、小型除雪機の支所への拠点配備を推進し住民による除雪の支援を行う。中山間地の集落内にある生活道路は原則として市保有の小型除雪機を地元に貸与し、地元住民による除雪を行う。

なお、豪雪のために地域での除雪が困難な状況で緊急に交通を確保する必要がある場合には、業者による除雪を検討する。また、地区で確保した雪捨て場の排雪作業を行うなど、住民への協力体制を推進する。

2. 生活道路の除雪に係る支援策

市民協働の除雪対策の推進として、以下の事業の促進を図る。

(1) ダンプトラック等無償貸出事業

生活道路（市道）の排雪を対象として、住自協、区、自治会などの市民団体や法人の申し込みにより、運転手付きダンプトラックやスコップの貸し出しを行うとともに、交通量の多い場合は、交通整理員の手配も行う。

(2) 小型除雪機の貸与事業

地域での生活道路の除雪に使用する小型除雪機を、通年保管できることを条件に貸与することとし、積雪が多く集落が点在する中山間地域へは、各地区に配備するものとする。

平地については、支所への拠点配備による地区への短期貸出を推進する。

なお、点検・修理・燃料・保険については、市で負担する。

小型除雪機配置表

地区名	拠点配備 (支所等)		地区配備		合計		備考
	配備台数	左のうちの 前年度からの増減	配備台数	左のうちの 前年度からの増減	配備台数	左のうちの 前年度からの増減	
篠ノ井	3		18		21		
松代	1		17		18		
若穂	3		13		16		
川中島	1				1		
更北	1				1		
七二会	2		31	-2	33	-2	
信更	1		34		35		
古里	1				1		
柳原	1				1		
浅川	1		21	1	22	1	
大豆島	1		1		2		
朝陽	1				1		
若槻	1		3		4		
長沼	1				1		
安茂里	1		3		4		
小田切	1		14	1	15	1	
芋井	1		26		27		
芹田							
古牧							
三輪	1				1		
吉田			2	-1	2	-1	
第一			3	-2	3	-2	
第二			3	1	3	1	
第三							
第四							
第五							
豊野	1		2		3		
戸隠			2		2		
鬼無里	1	-5			1	-5	
大岡	2		1		3		
信州新町	4	2	56	-1	60	1	
中条	2		42		44		
合計	33	-3	292	-3	325	-6	

(3) 塩カルボックスの設置

急勾配の坂道等に塩カルボックスを設置し、道路利用者が凍結防止剤散布を行う。

気象状況により、利用頻度が大きく増減するため、適正な補充に努める。

(4) 凍結防止剤の配布

生活道路の内、市道への散布を条件に住自協や区、自治会及び個人の申込みに応じて、袋詰め凍結防止剤（塩化ナトリウム又は塩化カルシウム）5kg 詰または 25kg 詰を、本庁維持課及び各支所で配布する。

配布期間 11 月 20 日～翌年 3 月 20 日（天候等により変更となる場合あり）

※ 支所は、在庫が異なる場合があるため、必要に応じて事前に確認、問い合わせをお願いします。

- 1 回の申込みに付き、
- 地区役員は、10 袋までとする。
- 個人は、2 袋までとする。

3. 情報発信

市民・事業者等に対して、除雪計画・除雪路線図・市民協働の除雪作業への支援制度・除雪マナーについて、市ホームページ・広報ながの等を通じて、事前の周知を行なうことにより、除雪に対する協力と理解を求める。

(1) 広報計画

除雪についての広報を充実させるため、次の施策を実施する。

- ① ホームページへの除雪計画、除雪路線図等の掲載
- ② 広報ながのを利用した協力依頼や制度の利用促進

(2) 除雪マナーの周知

冬期間の安全・安心な生活環境の確保と、円滑な除雪作業を行うため、次のことを広報等により市民等へ協力を呼びかける。

- ① 路上駐車禁止
- ② 宅地内の雪の道路への排雪禁止
- ③ 道路側溝・水路への雪捨禁止
- ④ 消火栓周辺の除雪励行
- ⑤ 積雪期間の自家用車（通勤・通学の少人数の場合）の運行自粛
- ⑥ 生活道路の町ぐるみ除雪の実施

(3) 大雪時の除雪状況のお知らせ

大雪時には市ホームページ等により除雪状況について適時情報提供する。

長野市ダンプトラック等使用貸借事業実施要綱

(運転手付ダンプトラック等無償貸出事業)

(趣旨)

第1 この要綱は、市民等が、道路に堆積した雪の除雪を行う場合に生じる雪を当該道路から除去し、もって積雪時の道路交通の安全確保及び良好な市民生活の確保等に資するとともに、市民との協働による除雪を行うことを目的に実施する長野市ダンプトラック等使用貸借事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2 この要綱に基づき実施する事業とは、市民等が主体的に行う道路の除雪作業に際し、除雪した雪を当該道路の路肩等に放置しておくことが、歩行者及び自動車等の通行等に支障がある場合に、当該除雪した雪を当該道路から排除・運搬するために必要なダンプトラック及び運転手並びに交通誘導員（以下「ダンプトラック等」という。）を市民等の使用貸借に供する事業をいう。

(事業の対象者及び対象道路)

第3 事業の対象となる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 区及び自治会
- (2) 自主防災組織、育成会等
- (3) ボランティア団体及び法人等

2 事業の対象となる道路は、原則として道路法（昭和27年法律第 180号）第8条の規定により、市長が市道として認定した道路とする。

(使用貸借の申込み)

第4 第3第1項に規定する団体（以下「申込者」という。）は、ダンプトラック等の使用貸借の承諾を受けようとするときは、原則として使用貸借希望日の3日前までに、ダンプトラック等使用貸借申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(派遣の決定等)

第5 市長は、第4に規定する申込書の提出があったときは、申込者とダンプトラック等の使用貸借日時及び場所等について十分協議し、ダンプトラック等の使用貸借の諾否を決定するものとする。

2 ダンプトラック等の使用貸借期間は、原則として12月1日から翌年の3月31日までとし、使用貸借時間は8時から18時までとする。ただし、ダンプトラック等の使用貸借日は、連続して2日を超えないものとする。

3 ダンプトラックの台数は、1回の申込みにつき、2台を限度とする。

4 市長は、必要に応じてダンプトラックへの雪の積み込みに必要なスコップを申込者に貸

与することができるものとする。

5 市長は、第1項の規定による使用貸借の諾否の結果を申込者に通知するものとする。

(申込者が負担する費用等)

第6 事業の実施に要する費用のうち、ダンプトラック等を使用貸借の用に供することに要する費用以外に生じる費用は、申込者が負担するものとする。

(除雪作業等)

第7 道路の雪を除雪する作業及び当該除雪した雪をダンプトラックに積み込む作業は、申込者が自ら行うものとする。

(事故発生時の責任)

第8 除雪作業（ダンプトラックへの雪の積み込み作業を含む。）中に生じた事故については、当該事故が申込者の責に帰すべき事由によるものについては、申込者が責任を負うものとする。

(目的外使用の禁止)

第9 申込者は、使用貸借中のダンプトラック等を、この要綱に基づく事業以外の用に使用してはならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

別記様式（第4関係）

ダンプトラック等使用貸借申込書

年 月 日

長野市長 宛

団体名

団体代表者氏名

同上住所

連絡先（電話）

長野市ダンプトラック等使用貸借事業実施要綱第4の規定により、下記のとおりダンプトラック等の使用貸借を申込みます。

記

参加人数	人
使用貸借ダンプトラック（2トン車）	1台 ・ 2台 （どちらかに○）
スコップ・つるはし及び交通誘導員	スコップ 丁 つるはし 丁 誘導員 人
除雪場所	長野市
使用貸借日時	月 日 ～ 月 日 (時から 時まで)

*団体とは、区、自治会、ボランティア団体及び法人等をいいます。

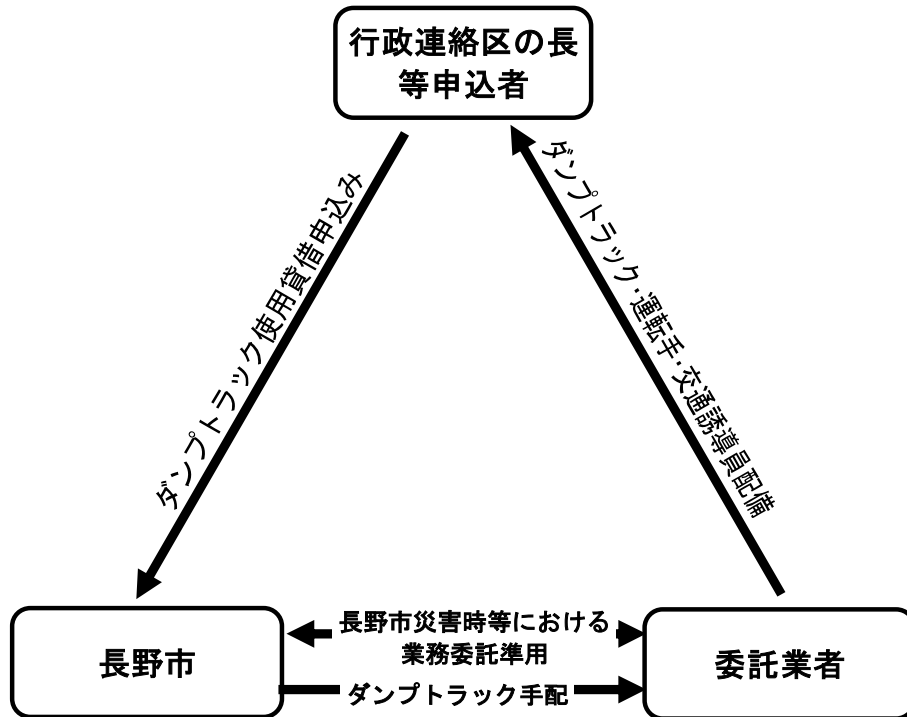
*参加人数に変更があった場合は、お知らせ願います。

（長野市使用欄）

使用貸借を承認してよろしいか、伺います。

主務	担 当	係長	補佐	補佐	課長

長野市ダンプトラック等使用貸借事業 相関図



- | | |
|------|--|
| 申込者 | ① 長野市維持課又は、支所へ「ダンプトラック等使用貸借申込書」を提出
② 委託業者から、提供されたダンプトラック等を使用して除排雪 |
| 長野市 | ① 申込書を受理後、委託業者にダンプトラック等の手配を依頼
② 委託業者は、当該年の「災害等における業務委託契約」締結会社中から選定
③ 委託業者からの実施報告書を確認し、作業箇所毎に支払 |
| 委託業者 | ① 長野市維持課からの連絡を受けて、申込者へダンプトラック等を配備
② 排雪作業後、長野市維持課へ実施報告書を提出し、作業箇所毎に費用請求
③ 費用請求時には、作業前・中・完了写真を貼付 |

長野市小型除雪機貸与規定（拠点配備用）

（目的）

第1 この規定は、支所へ拠点配備した小型除雪機（以下「除雪機」という。）の、地区への貸与に関して、必要な事項を定める。

（貸与対象地区）

第2 除雪機の貸与対象地区は、支所内の区・自治会など除雪を必要と認める団体に貸与する。

（小型除雪機の利用範囲）

第3 除雪の利用範囲は指定した地域内で次のとおりとする。

- （1）市道の除雪
- （2）その他、維持課又は支所が承認した場所

（貸与期間）

第4 除雪機の貸与期間は、12月1日から翌年の11月30日までとし、1日単位を原則に貸与し、除雪後は速やかに返却するものとする。

（貸付料）

第5 除雪機は、無償で貸与する。

（費用負担）

第6 費用負担等は次のとおりとし、定めのないものは双方協議して定める。

長野市：定期点検費用 損耗・経年劣化にかかる修繕費
傷害保険料 賠償責任保険料 部品代 燃料代

借用者：除雪作業 日常点検 給油 軽微な修理（シャーピンの交換等）携行缶
除雪場所までの移動と返還 ボディカバー
借用者の不適切な取扱に起因する故障等の修理費

（貸与手続き及び作業報告）

第7 貸与希望者は、小型除雪機借用申請書・許可書・作業報告書（様式第4号）の申請欄で申請し、支所は許可欄で確認の上、借用を許可する。また申請者又は作業者は、作業終了時に報告欄を記入し、支所はそれを確認する。

（機械の故障又は破損）

第8 借用者は、借り受けた除雪機が故障又は破損した場合は、支所又は維持課に連絡すること。

(借用者の義務)

第 9 借用者は次に掲げる事業を遵守しなければならない。

- (1) 第 3 に定めた利用範囲をこえて使用しないこと。
- (2) 機械の使用については、細心の注意をもってすること。
- (3) 機械の安全装置を無効化して運転をしないこと。
- (4) その他、市が指示した事項。

(事故について)

第 10 機械使用時に事故が発生した場合は支所又は維持課に報告することとし、維持課にて加入している保険を適用する。

(機械貸付けの中止)

第 11 市は、貸付けた機械について、次の各号に該当する場合は、貸付けを中止し、これを指定する場所に返還することがある。

- (1) 第 9 の規定に違反したとき。
- (2) その他借用者に不当と認められる行為があったとき。

(その他)

第 12 この規定に定めのない事項は、維持課・支所・借用者が協議して定める。

附則

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(様式省略)

長野市小型除雪機貸与規定（地区配備用）

（目的）

第1 この規定は、小型除雪機（以下「除雪機」という。）の地区への貸与に関して、必要な事項を定める。

（貸与対象地区）

第2 除雪機の貸与対象地区は、積雪が多く集落が点在する中山間地の区、または除雪を必要と認める団体に貸与する。

（小型除雪機の利用範囲）

第3 除雪の利用範囲は指定した地域内で次のとおりとする。

- （1）市道の除雪
- （2）その他、市が承認した場所

（貸与期間）

第4 除雪機の貸与期間は、12月1日から翌年の11月30日までとする。

（貸与条件及び貸付料）

第5 除雪機は、地区において貸与期間を通じて風雨に晒されないよう適切に保管できることを条件に、無償で貸与する。

（費用負担）

第6 費用負担等は次のとおりとし、定めのないものは双方協議して定める。

長野市：貸付及び返納費用 定期点検費用 損耗・経年劣化にかかる修繕費
傷害保険料 賠償責任保険料 部品代 燃料代（1200まで）

借用者：除雪作業 日常点検 給油 軽微な修理（シャープピンの交換等） 携行缶
借用者の不適切な取扱に起因する故障等の修理費 ボディカバー
保管（除雪シーズン以外は、バッテリーを外す）

（貸与手続き）

第7 貸与希望者は小型除雪機借用申請書（様式第1号）により申請し、長野市は小型除雪機借用許可証（様式第2号）により借用を許可する。

（機械の故障又は破損）

第8 借用者は、借り受けた除雪機を滅失又はき損した場合は、維持課又は支所及び担当の修繕業者に連絡し修繕すること。

(借用者の義務)

第 9 借用者は次に掲げる事業を遵守しなければならない。

- (1) 第 3 に定めた利用範囲をこえて使用しないこと。
- (2) 機械の使用及び保管については、市長の指示に従い細心の注意をもってすること。
- (3) 機械の転貸をしないこと。
- (4) 小型除雪機作業報告書(様式第 3 号)に作業状況を記入することとし、3 月 31 日までに長野市へ報告すること。
- (5) 市が機械を使用する時は一時返還すること。
- (6) 機械の安全装置を無効化して運転をしないこと。
- (7) その他、市が指示した事項。

(事故について)

第 10 機械使用時に事故が発生した場合は支所又は維持課に報告することとし、維持課にて加入している保険を適用する。

(機械貸付けの中止)

第 11 市は、貸付けた機械について、次の各号に該当する場合は、貸付けを中止し、これを指定する場所に返還することがある。

- (1) 第 9 の規定に違反したとき。
- (2) その他借受人に不当と認められる行為があったとき。

(その他)

第 12 この規定に定めのない事項は、維持課と借用者が協議して定める。

附則

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(様式省略)